

『皇明條法事類纂』卷四八・刑部類・斷罪引律令 譯註稿(中)

明律研究會・井上充幸・猪俣貴幸

はじめに

本稿は、東京大學總合圖書館所藏明鈔本『皇明條法事類纂』卷四八、刑部類「斷罪引律令」條の翻刻に、譯註と解説を附したものである。この史料に關する先行研究の整理や解題については猪俣貴幸・豐嶋順揮「明鈔本『皇明條法事類纂』原本調査記」(『立命館史學』(三八)、二〇一八年)に、本譯註の基本方針については明律研究會・井上充幸・猪俣貴幸・豐嶋順揮「皇明條法事類纂」卷四八・刑部類・斷罪引律令 譯註稿(上)」(『立命館文學』(六六二)、二〇一九年、以降、前稿)にそれぞれ示したので参照されたい。

譯註稿(上) 補訂

今回、譯註稿(中)として譯註②を提示するに先立って、天一閣藏『條例全文』所收「陳言干礙法司條例須要會議例」のテキストに基づき、前稿の内容に對して若干の補訂を加えることとしたい。

一. 『條例全文』について

『條例全文』とは、明の成化年間から弘治年間にかけて條例として定められた上奏文を、時間の順に配列・収録したものであり、現在、北京の中國國家圖書館に成化二十三年條例(二冊、以降、北圖本)が、寧波の天一閣に成化六・八・九・十・十三年條例および弘治二・六・七年條例(計八冊、以降、天一閣本)が、臺灣の中央研究院歷史語言研究所に成化七・十一・十三・十四・十六・十九・二十二年條例(計九冊)と成化十四・十五年條例(計二冊)および弘治元・四年條例(計九冊、以降、中研院本)が、それぞれ鈔本(いずれも不分卷)の形で所藏されている。これらの鈔本が、全て同一系統のものであるのかについては未だ確定していないものの、本稿ではこれら全てを『條例全文』として一括した上で話を進めていくこととする。^①

『條例全文』は、明代中期における法制史の研究にとって重要な基礎史料であり、とりわけ『條例全文』が弘治『問刑條例』や『皇明條法事類纂』(以降、『事類纂』)編纂に果たした役割については、すでに多くの先行研究が詳しく論じている。本題に入るに先立ち、これらの成果を踏まえつつ、『條例全文』の成立から今に伝えられるまでの経緯を中心に、基本的な事柄について整理しておく。

前稿において述べたごとく、天順八年正月二十二日、憲宗は即位詔において、この日以前に發せられた全ての條例を、先例に従い革除するよう命じた^③。ところが、早くも成化十(一四七四)年には、即位詔發布以降に蓄積された條例が煩雜多岐にわたり、統一的な運用を妨げるほどとなってきたため、現行の事例を逐一調査して書き寫し、必要なもののみを取捨選擇の上、内容ごとに分類編纂すべきである、との提言がなされたのである。以後、續く弘治年間にかけて同様の題奏が相次ぎ、準據すべき條例を精選して『大明律』とともに運用すべきことが要請されたことから、弘治十三(一五〇〇)年に『問刑條例』が制定されるに至る。そしてその際、この編纂作業に供するため、まず成化・弘治兩朝の「前後に奏准せられたるの事例」を時間の順に配列した『條例全文』が作成され、次いでこれに基づいて分類・編集が進められたのである^④。

その後の『條例全文』の行方について、まず嘉靖八(一五二九)年、四川巡撫の唐鳳儀が、『大明會典』の重修に際して『條例全文』を史館に送ることを提案した、『明實錄』の記事を見ると、

四川巡撫都御史唐鳳儀言へらく、「臣往年、曾て法司の相傳へて輯録したる『條例全文』を將て、一部、計六十四卷、天順八年に始まり、弘治七年に乞るを贍したるに、載するところは皆な列聖時に因りて沿革したるの政令なり。今『會典』を重修したれば、請ふらくは増入するを得んことを」と、詔もて史館に送りて採擇せしむ^⑤。

(『明世宗實錄』卷一〇八・嘉靖八年十二月丁丑(十五日))
とあり、やはりここでも、『條例全文』が法典編纂のための基礎資料として扱われていることが分かる。

唐鳳儀が『條例全文』を書き寫したのは、おそらく科擧及第の直後、行人司に所屬していた時期であったと思われる。李開先「中順大夫彰德府知府王公合葬墓誌銘」によれば、唐鳳儀の同時代人である王旒も、科

擧及第後に行人司で五年間を過ごした後、刑部福建司署員外郎に轉じたが、その際、

乃ち『比部招議』・『條例全文』及び『王端毅駁稿』の三書を取りて、時時抱へて而して之を讀む^⑥。

とあるように、唐鳳儀と同様、その立場を活かして『條例全文』を入手・閲覽していたことがうかがえる。なお、『比部招議』とは、『恤刑錄』など『大明律』の注釋書を著した陳璋の著書、『王端毅駁稿』とは、五十餘年にわたって中央の要職を歴任した政界の重鎮、王恕の駁回に關わる奏議集をそれぞれ指す。おそらく『條例全文』は、このように個人による鈔寫という形で徐々に外部に持ち出され、それが藏書家の手に渡って各種の書目に記録されていったのであろう。

そして注目すべきは、『條例全文』の収録年數と卷數である。まず収録年數についてであるが、張伯元「『條例全文』殘卷考略」では、『條例全文』の内容について、天順八(一四六四)年から弘治七(一四九四)年にかけての三十一年間に條例として發せられた、およそ一二〇〇點にのぼる上奏文を記録したものであり(三六七・三六八頁)、さらに『事類纂』に收められた條例の期間ともほぼ重なることを指摘する(三九五頁)。この期間は、まさに擧げた『明世宗實錄』卷一〇八の記事と完全に合致しており、張伯元氏の推論を裏附けるものといえよう。

次に卷數について見てみると、『明世宗實錄』卷一〇八の記事では「六十四卷」となっているが、嘉靖年間の著名な藏書家の一人である晁瑛の著した『晁氏寶文堂書目』史部には、「『條例全文』三十二卷」と記されており、卷數に大幅な差が生じている。現存する『條例全文』は、いづれも一冊あたり一年分を収録しているが、冊子によっては半年ごとに目録を附しているものもある。そのため、唐鳳儀は半年分を一巻と數え、晁瑛は一年分(すなわち一冊)を一巻と數えたことよって、卷數がちよ

うど半分になった可能性が考えられる。ただし、収録年数が三十一年間であると明記されている以上、一年分を一卷とした場合は三十一巻、半年分を一卷とした場合には六十二巻としかならないため、これ以上の整合的な解釋は困難である。もちろん、嘉靖年間の際に冊数が半減した可能性も否定はできないのだが。

續く明末清初期に入ると、黃虞稷『千頃堂書目』卷九・典故類、およびこれに基づいて作成された『明史』藝文志・故事類存目に『條例全文』が記されるが、巻数は「三十巻」に減っており、錢謙益の藏書を記録した『絳雲樓書目』卷四には「『條例全文』三十冊」と記され、以後の書目では巻数による表記は見られなくなる。

以上に挙げた巻数表記の『條例全文』は、實物の所在を確認できていないため、それらが編纂された時期やその経緯、収録された上奏文の數や種類、刻本の有無や現存する鈔本との關係など、これ以上の詳しい内容については不明とせざるを得ない。

清代中期以降における『條例全文』の傳存状況については、天一閣本を中心に概観していこう。天一閣の書目は歴代幾度となく編纂されており、著名なものとしては黃宗羲、阮元、全祖望らが書目を編纂し、序を遺している。しかしながら、嘉慶年間以前に編纂された書目には『條例全文』の記載は無く、例えば范邦甸等撰『天一閣書目』四卷・附『碑目』（嘉慶十三（一八〇八）年楊州阮氏文選樓刻本）の卷二之二・史部・職官類には、『歷年條例』九卷や『成化條例』三卷など、『條例全文』の一部を構成する可能性のある書名が見えるものの、詳しくは分からない。

さらに下って清末に刊行された『四明天一閣藏書目錄』（撰者不詳、宣統二（一九一一年）年、上虞羅氏刻本）は、『條例全文』（四套四十本）と『成化條例』（三本、抄）の所藏を記録する一方、薛福成編『天一閣見存書目』四卷・卷首一卷・卷末一卷（光緒十五（一八八九）年無錫薛氏刻

本）、ならびに繆荃孫編『天一閣失竊書目』（民國鈔本）は、どちらも『條例全文』四十冊（缺、存四冊）と記す。おそらく、天一閣主歴代范氏の誰かが、ある時点において『條例全文』四套四十冊を購入して收藏していたものの、そこから清末に至るまでの間に散逸して、四冊を残すのみとなっていたと考えられる。

民國時代に作成された馮貞群編『鄧范氏天一閣書目』内編十卷（民國二十九（一九四〇）年、寧波重修天一閣委員會鉛印本）の卷二・史部・政書類には、

『條例全文』四十冊（明不著編者名氏、成化・弘治年間條例、明鈔本。二十七年四月、訪得四冊、購補入閣）、存（十一・十三・十四・十五・十九・三十五・三十九・四十）八冊。

と、ある程度詳しいいきさつが述べられており、民國二十七（一九三八）年、散逸していたものうち四冊が買い戻され、清末までに残存していた四冊と合わせ、全八冊となったことが分かる。なおこれは、冊数・書號いずれも現存するものと完全に一致しており、この時点において天一閣本が揃ったことになる。なお、散逸したその他の三十二冊のうち、北圖本と中研院本が、それぞれどのようにして傳來したのか、あるいはこれらとは別系統のものが存在するかどうか（例えば重複分の成化十三年條例（天一閣本と中研院本）などの問題については、先にも述べたとおり詳しいことは分かっていない）。

現存する『條例全文』鈔本の影印本・翻刻本については、楊一凡（主編）『中國珍稀法律典籍集成』乙編・第二冊・明代條例（科學出版社、一九九四年）に成化二十三年條例（北圖本）と弘治六年條例（中研院本）の標點本が、および吳浩旭（主編）『天一閣藏明代政書珍本叢刊』（線裝書局、二〇〇九年）第三・五冊・條例全文に成化六・八・九・十・十三年條例および弘治二・六・七年條例の影印（天一閣本）が、それぞれ収められてい

る。後者については、萬明『條例全文』提要（『天一閣藏明代政書珍本叢刊』第三冊所收）も併せて参照されたい。

二、原文翻刻ならびに校注

ここではまず、『天一閣藏明代政書珍本叢刊』第三冊・『條例全文』十五・皇明成化十年條例所收「陳言干礙法司條例須要會議例」（七六六～七六八頁）を底本とした原文翻刻を示し、次いでこれと『事類纂』卷四十八所收の同文との異同について検討を加える。なお、天一閣本『條例全文』の書式は、半葉あたり十行、一行あたり二十三～二十五字（改行・擡頭箇所を除く）、比較的整った楷書にて明瞭に記されており、判讀は容易である。以下の翻刻の改行・擡頭箇所は原文と同一である。なお、俗字・異體字にて表記されたものについては、正字に改めた。また、句讀點・傍線・注番號は筆者が加えたものである。

原文

陳言干礙法司條例須要會議例

成化十年六月二十九日^①、大理寺卿宋 等題、爲清理條例事。

據右寺案呈、准禮部祠祭司手本、兵科抄出兵科給事中祝瀾

題稱、條例經年累歲、一事三四其例者有之。隨事更張、每年

或再變其例者有之。馴致條例浩瀚、其中得失混雜、諸司官

員施行中間、有酌量事體而據此扶善抑惡者多、又有任情

援引而假此縱容出入者不少^②。蓋緣無一定之規、以致如此。若

不會議清理、深爲未便。等因。具本。成化十年六月初三日、奏奉

聖旨、「該衙門看了來說」。欽此。欽遵、看得給事中祝瀾所言、要將五

府・六部・都察院・大理寺等衙門、備查在京・在外・遠年・近日節

次條例、開具揭帖、會同

內閣重臣、精選符合律意、允協輿情、明白簡約者、歸類條陳。伏乞

聖明裁決、定爲見行條例、或刊印成帙^③、通行兩京大小衙門及在外司・

府・州・縣、俾各官吏遵守一節。合無行移五府・六部・都察院・大理

寺等衙門、照依本官所奏查議、奏

請定奪施行。本年六月初十日、該本部奏奉

聖旨「是。著各衙門斟酌整理、務要停當」。欽此。欽遵、備行、案呈到寺。照

得、法司見行條例、俱是發落囚犯。彼先奏

准之時、或因一時之宜、或因一己之見、以此施行之間、有可經久而行

者、有止暫時而行者、或有甲可而已否者、或有發落不一者、

或有輕重失宜者。今給事中祝瀾所言誠切其弊。切緣本寺

與刑部・都察院事同一體、若不會議停當、仍各比此陳奏、不無

事不歸一、尤恐仍蹈前弊。如蒙乞

敕刑部、將見行事例、逐一查寫、會同都察院與臣等從公斟酌、可

因可革、或增或減、議允通類、奏

請定奪。及今後凡有陳言干礙法司條例者、亦要照例會議、纔許具

奏施行。庶乎事體歸一而政不紛更、輕重得宜而人易遵守^④。緣

依修理條例事理^⑤、具題。奉

聖旨「是」。欽此。

校注

① 成化十年六月二十九日…

『事類纂』では「成化十六日六月二十九日」と記される箇所。前稿の解説（八九頁）ならびに註⑬において、この箇所は「成化十年六月二十九日」であるべきことを論じたが、今回示した『條例全文』の

記述により、それが裏付けられた。なお、この點については、黄彰健「明代律例彙編」序の註三（六十二頁）においても指摘がなされている。

- ② 有酌量事體而據此扶善抑惡者多、又有任情援引而假此縱容出入者不少。…

『事類纂』では「有酌量事體而據此扶善抑惡者多人、有任情緩引而假此縱容出入者不少。」と記される箇所。前稿では『事類纂』の表記に従い「多人」および「緩引」として解釋したが（八十五頁および註⑳を参照）、文意に照らせば、「人」を「又」として句點の位置を變更し、「緩引」すなわち「ゆるやかに引き延ばす、轉じて條例をいい加減に引用する」と解するよりも、「援引」すなわち「條例を引いて援用する」とする方が妥當と考えられる。よって『條例全文』の記述による訓讀は以下の通り。

「事體を酌量して此れに據りて善を扶け惡を抑ふる者有ること多けれども、又た情に任せて援引して此れに假りて出入を縱容せる者有るも少なからず。」

- ③ 或刊印成帙…

『事類纂』では「或刊印或帙」と記される箇所。前稿では『事類纂』の表記に従い「或く或く」と並列で解釋したが（八十五頁）、ここは『條例全文』に従って「或いは刊印して帙を成す」とするのが妥當であろう。

なお、張伯元「『條例全文』殘卷考略」では、『條例全文』所載の祝瀾の題奏内容と『事類纂』の該當箇所とを比較して、「内閣重臣精選符合律意、允協輿情、明白簡約者、歸類條陳。伏乞聖明裁決（以

類相從、編集奏聞、取旨裁決）、定爲見行條例、或刊印成帙（刊版印行）、通行兩京大小衙門及在外司府州縣、俾各官吏遵守。」（原文は簡體字表記）と文字の異同を提示し、この違いを、『事類纂』の編纂者が條例の原文を意圖して改變した結果であり、ひいては『條例全文』が『事類纂』に先行するテキストであることの證左であるとしている（四〇二頁）。しかしながら筆者が確認したところ、『條例全文』と前稿で示した『事類纂』の該當箇所は基本的に全く同一であり、張伯元氏が比較に用いた丸括弧内のテキストは、『事類纂』ではなく『明憲宗實錄』卷二二九・成化十年六月壬戌條の記事（全文は前稿の註⑦を参照）の誤りであることが判明した。よって殘念ながら、ここでの『條例全文』と『事類纂』の先後關係についての議論は、このままでは成り立たないということになる。

- ④ 庶乎事體歸一而政不紛更、輕重得宜而人易遵守。…

『事類纂』では「庶乎事體歸一而故不分、更輕重得宜而人易遵守。」と記される箇所。前稿では『事類纂』の表記に従い、「故」の前に「新」を補う形で暫定的に解釋したが（八六・九〇頁および註㉑）、『條例全文』の記述通り「故」ではなく「政」すなわち「まつりごと」、「分更」を「紛更」すなわち「かき乱して變更する（『史記』汲黯傳）」とした方が、後半と呼應して對句となるため、こちらに従うべきであろう。よって訓讀は以下の通り。

「事體一に歸して政紛更せられず、輕重宜しきを得て人遵守し易きに庶からん。」

⑤ 縁依・修理條例事理…

『事類纂』では「縁係修理條例事理」と記すが、この箇所については『事類纂』の表記の方が一般的である。

小結

以上、兩テキストの對校に基づく補訂を行ったが、本來であれば、かかる作業は前稿發表以前に行つて然るべきことであつたことは言うまでもない。『條例全文』と『事類纂』との關係について、先學による數々の指摘がなされていかかかわらず、これを怠つていたのは、ひとえに筆者の不勉強に起因するものであり、深く反省する次第である。今後、『事類纂』譯註稿の發表にあたっては、参照可能なテキストを全て検討した上で取り組んでいく所存である。また、前稿には未だ不十分な箇所が多くあると思われるため、識者による批正を賜れば幸いである。

譯註② 問囚犯擬罪不該載引律比附明白方許奏請

凡例

- 原文翻刻の底本には、「皇明條法事類纂デジタルアーカイブ (<https://ifidl.ic.u-tokyo.ac.jp/repos/kounin/page/home>)」にて公開されているデジタル寫真を用いた。これは二〇一八年八月より東京大學總合圖書館から公開されているもので、原本を除けば現在確認できるなかで最も高精細なものである。¹³⁾

- 翻刻に際しては、可能な限り原本に忠實な翻刻を心がけたが、俗字・

假借字については「切(竊)」の形式で正字に改めた。また、本會が講讀するなかで發覺した誤字・脱字については、「人[又]」のように表し、その理由を註記した。

- 楊一凡主編『中國珍稀法律典籍集成』乙編第四冊(北京・科學出版社一九九四年)所收の標點本テキスト(以降「楊本」と略稱)は、古典研究會による影印本(汲古書院、一九六六年)を底本とし、誤植や理由不明の修訂が多いことから句讀の參考にするにとどめた。

- この條例については各地所藏の『條例全文』殘本に對校可能なテキストはない。

條例題目・日付・報告者・タイトル

原文

問囚犯擬罪不該載引律比附明白方許奏請

成化十二年二月十九日、刑部等衙門尚書等官董等題、爲建言事。¹⁴⁾

訓讀

囚犯を問ひて擬罪するに該載せずんば律を引ききて比附し明白なれば方めて奏請するを許す¹⁵⁾

成化十二年二月十九日、刑部等衙門尚書等の官 董等 題すらくは、建言せんが事の爲にす。

大理寺右評事高銓の上奏の引用

原文

計開、

一件、申比附¹⁷。

伏観成化九年九月十七日、節該欽奉敕諭内有曰、「或擬罪之間、觀望逢迎、比附不當」¹⁹。欽此²¹。

欽遵、有以知陛下明慎用刑之盛心也。

切（竊）見本寺審錄囚犯、有情罪明白、全合正律者。有情罪稍穩摘取律文議擬者。又有招服情辭、律無明條、可彼可此、僉無定見、疑似之間、援引比附者。

釋文謂「兩物相並曰比」、「依憑爲則曰附」²⁷。其與正律治有間矣。又伏観大明律條「例」分八字之義、有所謂、

「以者、與真犯同、並除名刺字罪至絞斬者。全科」³¹。

「准者、與真犯有間、俱准其罪、不在除名刺字之類」。

其比附云者、猶准之義也。具罪擬情輕、陛下大德好「好」生。其於真犯重刑、每於霜降之後、尤命廷臣會審、情可矜疑者、具奏、聖斷、發還「遣」充軍、俾得全生。欽恤之仁、可謂至矣。比附之罪、亦疑無定律、後行議擬者、可不尤加欽恤之意哉。如蒙乞敕法司會議、今後内外問刑衙門、凡問比附律條罪囚、務在詳審。果於律令相應准依憑比、並權衡適中、不至偏輕偏重。而情罪允當者、方許比擬、奏請定奪。倘或原問官吏、偏執己見、深文妄行、中間情罪不同、致有出入者、亦坐以罪。庶幾不負陛下敕諭之盛心。

訓讀

計して開すらく、

一件、比附を申らかにす。

伏して成化九年九月十七日、節該に欽しんで奉じたる敕諭を觀るに、内に曰ふ有り、「或は罪を擬するの間、觀望 逢迎すれば、比附すること不當なり」と。此を欽しめり。

欽遵したるに、以て陛下の明慎用刑の盛心を知る有るなり。

竊かに見うに本寺の審錄せる囚犯、情罪明白にして、全て正律に合する者有り。情罪稍や穩にして、律文を摘取して議擬せる者有り。又た招服せるの情辭、律に明條無く、彼も可にして此も可にして、僉な定見無ければ、疑似せるの間、援引して比附せる者有り。文を釋して謂はば、「兩物相並ぶを比と曰ひ」、「依憑して則と爲すを附と曰ふ。」其れ正律もて治すると間り有るなり。又た伏して『大明律』例分八字の義を觀るに、謂ふところ有り、

「以なる者は、真犯と同じく、並びに除名・刺字し、罪の絞斬に至る者は、全て科すべし。」

「准なる者は、真犯と間る有りて、俱に其の罪に准へ、除名・刺字の類に在らず。」

と。其れ比附と云ふ者は、猶ほ准の義のごときなり。罪を具して情を擬するの輕きは、陛下の大德、好生なり。其れ真犯の重刑に於けるや、毎に霜降の後に於いてし、尤け廷臣に命じて會審せしめ、情として矜疑すべき者は、具奏し、聖斷もて、發遣して充軍せしめ、生を全うするを得しむ。欽恤の仁、至れりと謂ふべし。比附の罪、亦た疑ふらくは定律無く、後に議擬を行ふべき者なれば、尤も欽恤の意を加へざるべけんや。如し蒙り乞ふらくは法司に敕して會議せしめ、今後 内外の問刑衙門、凡そ比附の律條に問ひたるの罪囚は、務めて詳審に在るべし。果たして律令に於いて相應じて准依して比に憑き、並びに權衡適中なれば、偏輕偏重に至らざらん。而して情

罪の允當なる者は、方めて比擬を許し、奏請して定奪す。倘し原問の官吏の、己見に偏執し、深文もて妄行し、中間に情罪同じからず、出入有るを致せし者或らば、亦た坐するに罪を以てすべし。陛下の敕諭の盛心に負かざるに庶幾からん。

關係する法典・上諭の引用

原文

前件、臣等伏觀大明律內一款、

凡律令該載不盡事理、若斷罪無正條者、依律比附、應加應減、定擬罪名、轉達刑部議定奏聞。若輒決斷致罪有出入者、以故失論。欽此。

欽遵、查得、洪熙元年二月十五日、節該欽奉詔書內一款、開、

律令之制、善善長惡惡短、罰之輕重減適厥中。雇執法之吏不能皆平、有虛實「節」其情、至死罪比附謬妄、尤甚枉人。朕甚憫之。欽此。

又查得、成化九年九月十七日、節該欽奉敕諭、

我朝酌古準今制爲刑部律、至精至密、尤爲令典。近者法司多不遵守、或聽訟之際、鹵莽滅裂、推鞠不明。或擬罪之間、期「觀」望逢迎、比附不當、法司宜加警省。欽此。

訓讀

前件、臣等伏して『大明律』を觀るに内に一款あり、

凡そ律令の該載、事理を盡さず、罪を斷ずるに正條無き者が若きは、律に依りて比附し、應に加ふべく應に減ずべく、罪名を定擬して、刑部に轉達し議定して奏聞すべし。輒りに決斷して罪に出入有るを致す者の若きは、故失を以て論ぜよ。

と。此を欽しめり。

欽遵して、查得したるに、洪熙元（一四二五）年二月十五日、節該に欽しんで奉じたる詔書の内に一款あり、開すらく、

律令の制は、善を善として長じ惡を惡として短とすれば、罰の輕重咸な厥の中に適へるなり。雇るに執法の吏、皆な平かなる能はざれば、其の情を虚實する有りて、死罪に至りては比附せること謬妄なれば、尤も人を枉ること甚だし。朕甚だ之を憫れむ。

と。此を欽しめり。又查得したるに成化九（一四七三）年九月十七日、節該に欽しんで奉じたる敕諭に、

我が朝古きを酌みて今に準へ制めて刑部律を爲すこと、至だ精にして至だ密なれば、尤も令典たり。近者、法司多く遵守せず、或は聽訟の際、鹵莽滅裂にして、推鞠明らかならず。或は擬罪の間、期望逢迎して、比附せること不當なり。法司宜しく警省を加ふべし。と。此を欽しめり。

大理寺の答申に對する刑部の見解

原文

緣今法司凡問罪囚中間、律有該載不盡事理、斷死而無正條者、一向欽遵前項律例、斟酌情罪明白、應加應減、引律比附、轉發大理寺詳擬。內有不當者駁回、再擬允當者具奏、取自上裁、無擅自定擬發落囚犯。今左評事馬銓「右評事高銓」奏、「要將內外問刑衙門、凡問比附律條罪囚、務在詳審、比擬適中、方許奏請定奪」一節。查有前項律條、俱各見行。但頒降條例有限、人之所犯不一。誠恐各該問刑衙門、或有斟酌欠當、奉行未至。

合「無」再申明通行內外問刑衙門、今後凡問囚犯、擬罪不該載引律

比附者、務要斟酌情罪明白後、用相應律條比擬停當、方許奏請發落。其原問官吏若有偏執己見、徇私枉人、事發以故失罪。

訓讀

緣るに今、法司凡そ罪囚を問ふの中間に、律に該載有るも事理を盡くさず、死に斷ずるも而れども正條無き者は、一向に前項の律例を欽遵して、情罪を斟酌して明白なれば、應に加ふべく應に減ずべく、律を引きて比附し、大理寺に轉發して詳擬す。内に不當なる者有らば駁回し、再び擬して允當なる者は具奏し、取るに上裁よりして、擅自に定擬して囚犯を發落せること無からしめたり。今、右評事高銓の奏したる、「要に内外の問刑衙門を將て、凡そ比附の律條に問ひたるの罪囚は、務めて詳審するに在りて、比擬適中せるや、方めて奏請定奪を許すべし」の一節。査するに前項の律條有りて、俱に各々見行せられたり。但だ頒降せる條例は限り有り、人の犯すところ一ならず。誠に恐るらくは各該の問刑衙門、或は斟酌するに當を欠き、奉行するに未だ至らざる有るを。

合に「すべきや無や、」更に申明して内外の問刑衙門に通行して、今後凡そ囚犯を問ひて、罪を擬するに該載によらず律を引きて比附せる者は、務めて要に情罪を斟酌して明白なるの後、相應の律條を用て比擬停當し、方めて奏請發落するを許すべし。其れ原問の官吏の己見に偏執し、私に徇ひて人を枉るる有るが若きは、事發すれば故失を以て罪すべきことを。

解説

この條例は「囚犯を問ひて擬罪するに該載せずんば律を引きて比附し明白なれば方めて奏請するを許す（問囚犯擬罪不該載引律比附明白方許奏請）」と銘打たれている。その内容は、刑部尚書董方による成化十二（二四七六）年二月十九日付けの題本である。

通常、タイトルの後には文書移送の経緯が示されるが、残念なことにこの事例はその部分がカットされ、「計開」という書式から始まる。この書式の後には本来、一つ書きで事項が列擧されるが、ここには「申比附」という一件のみが残存している。

さて、この「比附を申らかにす」の部分は、『事類纂』では「左評事馬銓」による上奏とされている。確かにこの時代、成化十一年の進士に馬銓なる人物が確認できるが、この題奏の時期に大理左評事であった事實は確認できない。そこで『明實錄』をめぐってゆくと、これが「右評事高銓」の誤寫である可能性がみえてくる。『明實錄』には、南京大理寺右評事の馬銓による成化十二（一四七六）年三月二十日の上奏の様子がこのように載っている。

南京大理寺右評事高銓、「優致仕」、「申比附」、「廣收贖」の三事を奏す。謂へらく、

・老疾致仕の官、支過したる俸糧は、舊例として俱に官に還すを免ず、今則ち常人の倉糧を盗むの罪に問擬し、仍ほ追還を行はんこと。

・其の情として矜むべく、及び罪囚を推問するに、律に明條無く、援引比附して、多く己が見に偏執し、以て人罪を出入する有り、宜しく詳らかに情犯を審べ、務めて適中たらしめんこと。
・又た老幼癡疾の人、雜犯死罪、俱に宜しく徒杖罪、收贖に依

りて便と爲さんこと。

法司會議して、前の二事を以て、皆な行ふべし。其の行ふべからざる者は、「廣收贖」の一事なり、蓋し律に、初め真犯・雜犯の分無く、例に于いて俱に應に處決したるの後に、姑く雜犯せる者をして、工役運納を以て贖罪せしむ。此れ實に輕に従ひて處治するの典なり。若し復た徒杖の例に依れば、則ち法令愈々輕く、人將て犯し易からん。議して、上之を從す。⁵⁵⁾

〔明憲宗實錄〕卷一五一・成化十二年三月癸亥條

この「申比附」の内容が、董方の題本に引用された「申比附」の内容に合致することから、馬銓ではなく高銓の上奏内容と考えて間違いないだろう。こうした誤寫や編集のあとが見えるのも『事類纂』の二次性を物語っているが、一次史料が失われ、ダイジェストの實錄のみが残る今となつては、これも貴重な史料である。

さて、高銓の上奏内容を検討してゆこう。まずは成化九（一四七三）年九月十七日に下された「三法司に諭するの敕」の一節を引用し、「陛下の明慎用刑の盛心」が知れると評した上で高銓は、

卑見を述べますに（竊見）、本寺（大理寺）が審録した囚人の中には、犯情と罪科（情罪）が明白で、すべて正律に合する者もあれば、犯情と罪科に少々不明なところがあつて、律文の一部を摘取して罪をあてた者もあります。また本人が認めた供述内容に對して、律に明らかな條文が無く、あれも可これも可というように、一定の見識を持ち合わせている者が誰もいません、近似の條文を援用して比附した者もあります。

大理寺は刑部・都察院とあわせて「三法司」と稱される司法衙門である。主たる職務は刑部や都察院が審理した獄訟をチェックし、再審することにある。⁵⁶⁾ ここに見える「審録」とは、未決囚を對象に、一齊に集中

的な審議を実施して、然るべき刑罰を施して獄から放出する手続きをいう。その審録中においても、律に明文がないために「比附」という手法で罪をあてた場合があるという現況の報告である。

つづいて高銓は、その比附に對して次のような解釋を加えている。

『大明律』の注釋書の解釋によれば、「二つの物が互いに並びあつている様を比と言ひ、準據して規則となすことを附と言ふ」とあります。つまり、正律によつて治罪する場合と比附を行う場合とは、大きな違いがございます。また謹んで『大明律』の「例分八字之義」を拝見いたしますと、「以とは、真犯と全く同じ扱ひとし、除名（官籍の剝奪）や刺字（いれずみ）などの措置から、絞罪や斬罪に對する刑の執行に至るまで、全て同様に科すべきことを意味する」、「准とは、真犯とは違いがあるものとして扱ひ、その罪に對して定められた基準に基づき刑を科すものの、除名や刺字などは實施しないことを意味する」とあります。つまり、比附とはすなわち准の意味に類似していると言えます。

ここに示された「比」および「附」の字義解釋については、明代に登場した『大明律』および條例の注釋書に類似の用例が見られる。

前田育徳會尊經閣文庫には丙戌年刊行『大明律直引増註比互條例釋義假如』八卷が所藏されている。黄彰健「明代律例彙編序」（『明代律例匯編』上、中央研究院歷史語言研究所專刊七十五、一九七九年、所收）では、この丙戌年を嘉靖五（一五二六）年に比定し（十九頁）、楊一凡「明代稀見法律典籍版本考略」（楊一凡（主編）『中國法制史考證』甲編・第六卷・歷代法制考・明代法制考、中國社會科學出版社、二〇〇三年、所收）はこれを踏襲して丙戌本と稱する（三五二頁）。この丙戌本の卷一・名例律・斷罪無正條の條には、律の正文に續いて下記の注釋が附される。

〔釋義〕（比附）以物相並曰比、依憑曰則曰附。言比附者、引律條以比

附也。

明の洪武から嘉靖にかけての重要な法典とその注釋書の解題をまとめた唐樞『法綴』によれば、『大明律直引』とは、太祖洪武帝の命により、六部・都察院が『大誥』の條目の要點をまとめ、該當する律文に附して量刑の基準を示した、全四六〇條にわたる書物であり、洪武三十(二三九七)年に刊行された。楊一凡「明代稀見法律典籍版本考略」によれば、現存するものとしては、さきの丙戌本と、北京の中國國家圖書館所藏の陳氏校刊『律條便覽直引』重刊本(陳氏本と略稱、筆者未見)とがあり、両者は遅くとも嘉靖中期までに出版されたもので、内容もほぼ同じく、丙戌本によれば卷一から卷七までが『大明律』の條文とそれに對する注釋、卷八には様々な附録が收められる(三五〇・三五二頁および三五六・三五七頁)。おそらく丙戌本と陳氏本は、嘉靖年間までに傳存した『大明律直引』のテキストに様々な増訂を加えて成立したと考えられるが、洪武三十年刊行の原刊本との關係については不明な點が多い。

なお、丙戌本と陳氏本にやや遅れて『大明律例附解』が刊行されたが、現存する複数の版本のうち、嘉靖二十三(一五四四)年邗江書院重刊本(東洋文庫・東京大學東洋文化研究所所藏)・隆慶二(一五六八)年池陽秋浦象山書舎重刊本(京都大學人文科學研究所・内閣文庫所藏)・刊年不明の巡按山東監察御史臣王藻重刊本(標題は『大明律附解』、嘉靖二九(一五五〇)年序刊本、北平圖書館善本書膠片 no.509・no.510)、それぞれの卷一・名例律・斷罪無正條の按文には、「又按『直引』謂、以物相並曰比、依憑曰則曰附。言比附者、引律條以比附也。」と、丙戌本と全く同文の字義解釋が記されており、嘉靖年間において丙戌本あるいは陳氏本系統の『大明律直引』に依據した解釋が通行していたことを物語る。

また、前田育徳會尊經閣文庫所藏の朝鮮刊本『大明律講解』卷一・名例律・斷罪無正條の條には、律の正文に續いて下記の注釋が附されている。

四六

〔解頤〕引律比附、應加應減者、〔解曰〕以物相並曰比、依憑爲則曰附。其應入罪者、舉輕以明重、謂之應加者。：(中略)：所謂應加者、就本罪上加重、是也。其應出罪者、舉重以明輕、謂之應減者。：(中略)：所謂應減者、就本罪上減輕、是也。

田中俊光「朝鮮刊『大明律講解』について」(『東洋法制史研究會通信』(二八)、二〇一五年)によれば、『大明律講解』とは、朝鮮の世宗二十年代(一四四〇頃)に朝鮮で編纂された『大明律』の注釋書であり、大韓帝國の光武七(一九〇七)年に至るまで繰り返し出版され、實際の裁判における審理や朝廷での法解釋などに際して使用され續けた重要な書物である。現在、比較的容易に参照可能な二種の活字本と四種の木版本は、全て同一の内容のものであるが(以降、原刊本と總稱)、それらに「講曰」・「解曰」として附された注釋は、その多くが洪武十九(一三六八)年頃に頒行された何廣『律解辯疑』所收の内容に基づくものである。

次いで、沈義基(심희기)「律解辯疑・律學解頤・大明律講解の相互關係に關する實證的研究(律解辯疑・律學解頤・大明律講解의 상호관계에 관한 실증적 연구)」(『法史學研究』(五三)、韓國法史學會編、二〇一六年)と、これを承けて著された田中俊光「續・朝鮮刊『大明律講解』について」(『東洋法制史研究會通信』(三二)、二〇一七年)によって、原刊本とは別系統の活字本(以降、増補本)の存在が明らかにされた。この増補本は、一四五五年鑄造の乙亥字を使用して十六世紀後半頃に印刷・出版されたもので、原刊本に未收録の『律解辯疑』以外の注釋書からの引用を數多く含み、前田育徳會尊經閣文庫所藏本は、現存する唯一の全二十六冊が揃った増補本である。⁵⁷⁾ 沈義基氏は、増補本出版の理由として、朝鮮の成宗九(一四七八)年十二月十一日に發せられた「大明律本文中に『辨疑』と『解頤』の注釋斷片を節ごとに添入して印出せよ」という命令との關連について指摘している(八十八頁)。⁵⁸⁾

次に『解頤』であるが、これは『律學解頤』のことを指す。鄭肯植(정승식)「朝鮮本『律學解頤』について(조선본『律學解頤』에 대하여)」(『ソウル大學校法學』(五四―一)、二〇一三年)によれば、『律學解頤』とは、明代初期に湖廣岳州府慈利縣丞であった蕭思敬の編纂にかかる『大明律』の注釋書である。この書物は、中國國內では明代中期以降のある時期に失われたが、十五世紀前半までには朝鮮に伝えられ、廣く通行した。『朝鮮王朝實錄』によれば、世祖十二(一四六六)年、王宮の書庫に所藏されていた『律學解頤』が『大明講解律』・『律解辯疑』とともに、全国各地に五〇〇部ずつ印刷・配布され(『朝鮮世宗實錄』卷三十九・世宗十二年秋七月庚午朔條)、以後、中宗六(一五二二)年に至るまで、朝廷における法解釋をめぐる議論のなかで、『律學解頤』がしばしば参照されていた様子が確認できる。また『經國大典』の記載によれば、『律學解頤』は、朝鮮王朝初期における律科の初試・覆試に際して出題される書物の一つとしても活用された。

朝鮮版『律學解頤』の原本(個人藏)は、現時點で所在が不明であり、ソウル大學に残された複寫本が参照可能な唯一のものであるが、外部からの利用・閲覧には大幅な制限があるため、以下、『律學解頤』所載の文章を参照する場合は、鄭肯植「朝鮮本『律學解頤』について」の記述に基づいて行うこととしたい。⁵⁵⁾

原刊本『大明律講解』において、『律解辯疑』からの引用を示す箇所は、「講曰」・「解曰」の二文字を枠線で囲んで陰刻(すなわち黒地に白抜き文字)し、その後一文字下げで注を加える形式をとっている。この原則は増補本『大明律講解』にも踏襲されているが、『律解辯疑』以外の注釋書から引用した場合には、その書名や注釋内の「解曰」といった見出しを枠線で囲んで陽刻(すなわち白地に黒文字)し、その後注を加えている。先に提示した「解頤」以下に続く文章も、やはり『律學解頤』か

らの引用であることは明白であり、これを『律解辯疑』の「議曰、斷罪無正條、其應出罪者、則舉重以明輕。：(中略)：其應入罪者、則明輕(↓重)」と比較すると、両者は記述内容・文章量ともに大きく異なっていることが判明する。⁶¹⁾

さらに、増補本には「釋文曰」で始まる注釋が多く附されている。これらの多くは『律條疏義』や『唐律釋文』などからの引用であるが、中には典據が不明なものも見える。高銓の上奏文中に見える「釋文曰」の出典が、現時點で確認できていないため、訓讀ではさしあたって「文を釋して曰く」としておくが、おそらくここで引用された注釋が「兩物相並曰比、依憑爲則曰附」と表記されていたと考えられる。

以上、本文の記述と完全に合致する典據は確認できないものの、高銓が上奏に際して「比」・「附」の字義解釋を参照した注釋書は、上記いずれかの系統のものであった可能性が高いと思われる。

さて、話を本文に戻すと、字義によって比附と正律との違いを述べた高銓は、續いて「例分八字之義」を引き、「以」と「准」との違いについて議論を展開する。罪と刑との對應が既に確定している正律の場合と異なり、比附によって處斷する場合には、罪に見合った量刑を慎重に行わなければならないためである。

「例分八字之義」については、原文の註²⁹⁾にある通りであり、清初の王明德『讀律佩觿』卷一による詳細な解説がつと知られている。⁶²⁾そして八字のうち、「以」と「准」の違いについては、『大明律』卷一・名例律・稱與同罪にも規定されているが、すでに明代中期においてこのことに着目し、量刑に關しては充分に意を用いるべきことを論じた文章が存在する。高銓らよりやや後の世代の陸深⁶³⁾が、同郷の先輩で弘治年間に刑部主事であった沈恩⁶⁴⁾に送った書簡の中で、

來論の引くところの律文、多く未だ合せざるは何ぞや。准なる者は、

但だ其の罪に准ずるのみにして、除名の例には在らざるなり。此れは是れ「例分八字之義」にして、元と名例律の内に屬さず。名例律に自ら「稱與同罪」の一條有るも、是れ蓋し成案に據るなり。以て再まに以・准の義を解すらく、稱とは呈稱・供稱の類の如きなり。若し「盜に准ず」と稱さば則ち刺を免じ、若し「盜を以て」と稱さば眞犯と與に用ゐられたれば、此れ律に合するなり。若し准と稱して而して刺字し、以と稱して而して刺を免るる者あらば、合あに「官司出入人罪」に坐すべし。律に依りて議擬するは、律令の重刑を科するに便たなり難きが似し。

と述べているのがそれである。「稱與同罪」とは、量刑は同じくするが、刺字は施さず、死罪となる場合には、一等を減じて杖一百・流三千里を上限とすることなどを規定する條文である。『大明律』の通行本には、正文に續いて「准」と「以」の違いを述べる文章が掲載されるが、陸深はこれを過去の判例に據るものであり、本來は「例分八字之義」に屬するものであると指摘する。そして「准」と「以」の判断を誤つた場合には、「官司出入人罪」によつて處分すべきことが規定され、裁判に慎重を期すべきであることを論じる。

この議論の基本的な部分は、時代が降るに従い複雑に變化する社會の狀況に柔軟に對應するため、正律の外に「律母」たる八字を定めることによつて、「合あに上下して以て其の罪を比すべき」とする王明徳の考え方に通じるものであるといえる。

以上、ここまでで例示した注釋書や、「例分八字之義」の内容を踏まえた上で、比附に對する高銓の考え方を整理すると、「律に正確に該當する條文が存在しない罪を裁くには、これに近い罪を定めた條文を並べて（比）これに準據する（附）が、量刑に關しては、正律に據る場合と異なり、援用した條文の規定をそのまま全て當てはめる（以）のではなく、犯

した罪に應じて刑を加減することにより最も適切妥當な量刑を行う（准）べきである」ということにならう。そして高銓は、ここで確認した字義に對する理解を前提として、さらに議論を展開していくのである。

つづいて、高銓の具體的上奏内容について検討してみよう。

罪を調べあげ、事情をはかり、罪名を確定するにあたって、より軽いものにするということは、陛下の大徳たる好生というものであります。そのうちで罪を犯したことが確實な犯人（眞犯）については、重い刑の場合には、つねに霜降の後に、とりわけ廷臣に命じて會審させ、罪を犯すに至つた事情に情狀酌量の餘地や疑わしい點が存在すると認められれば、具奏して、聖斷によつて發遣して充軍させ、人生を全うすることができるようにする。これぞ欽恤の仁、至れりというべきであります。比附の罪も、また疑うらくは定まつた律が存在しないがゆえに、後に律條の援用や量刑の妥當性について議決すべき者であるので、とりわけ欽恤の意を加えなければなりません。もし皇帝陛下の恩寵を蒙りますれば、乞うらくは法司に敕諭を下して會議させ、今後、内外の問刑衙門において、律條を比附して問擬したすべての囚人は、必ずや詳細に審査すべきであります。その結果、律令において相應の條文に準據してこれに比附し、並びにその條文の規定を基準に適切な量刑を行えば、軽重いずれにも偏りすぎる事態に至ることはありません。そうして犯情と罪科との均衡が道理になつていと認められる者について、はじめて比附による擬罪を許し、奏請して事件を落著するがよいでしょう。もし初審を擔當した官吏のうち、自己の見解に固執して、みだりに恣意的な法解釋（深文）をおこなつたため、犯情と罪科との間に齟齬を來し、刑の軽重が當を得ないという結果をもたらす者があれば、これもまた罪に坐すべきであります。さすれば、陛下の敕諭の大御心にそむか

ず、望ましいことでもあります。

ここまでが、高銓による上奏内容の引用である。後段にて董方も指摘するように、ここで開陳された内容は、比附はあくまで厳格な承認手続きを経て実施せねばならず、個々の官僚が恣意的に處断してはならない、という『大明律』名例律の「斷罪無正條」條の正文に明示された規定の確認であるといえる。しかしながら、ここで注目すべきは、『大明律』制定の意圖が、とりもなおさず皇帝の「大德好生」、「欽恤之意」に淵源するものであり、かかる理想を實現することこそが臣下としてのつとめである、と繰り返し強調されている點である。

そしてこれを受けて、このち比附に關係する律および詔敕が引かれる。譯註部分にて明らかにしたとおり、最初は比附の法的根據である『大明律』名例律の「斷罪無正條」條。つづいて仁宗による洪熙元（一四二五）年二月十五日付けの「恤刑敕」の引用がくる。

律令の制は、「善善もて長とし惡惡もて短とす」れば、罰の輕重はすべてその「中（ちようどいいところ）」にあたるものである。しかし顧みれば執法の吏は、その全員が公平無私であることが現實には不可能であるため、その事情を虚としたり實としたりしてあやまつこともままある。まして死罪までも比附が謬妄^{まちが}つていたとしたら、これほど人を陥れることはないであろう。朕は非常にこのことを憫れにおもう。

ここでは、死罪の場合、比附の謬りが取りかえしのつかない結果をもたらすことを憐憫する皇帝の意圖がうかがえる。つづいて、憲宗による成化九（一四七三）年九月十七日付けの「論三法司敕」である。

我が國朝は、いにしへの法を斟酌して現今にあわせ、非常に精密な刑部律を制定したが、これこそは國家の令典（根本法典）である。ちかごろ、法司は多くの場合これを遵守せず、あるいは裁判を行う際

に、支離滅裂で、取り調べの結果が明らかでなかったり、あるいは罪を當てる際に、模様眺めをしたり迎合したりして、比附が不當であることが見受けられる。法司はよく心して自省を加えるべきである。憲宗もまた、根本法典たる『大明律』に據らず、法司の勝手な判斷で比附をし、それによる擬罪が不当である場合が多いことを憂えている。こうした前例にみえる大御心を承けた刑部尚書董方の見解がこのあとにつづく。

したがって今、法司があらゆる囚人を問擬する間に、律に明條が記載されているものの事理を盡くさず、死罪に斷ずるも正條が無い場合には、ひとえに前項の律例（前に引用した律と例）に遵って、犯情と罪科を斟酌して明白であれば、量刑の加減を適切に行つた上で、律を引いて比附し、大理寺に轉發して詳しく問擬するようにしよう。その内に不當なものがあれば駁回し、再び擬罪してそれが妥当であれば具奏し、皇上の裁可を得るようにし、各々が勝手に囚人に對する裁判を結審して事件を落著させることの無いようにします。今、右評事高銓（『事類纂』は左評事馬銓と誤寫）が奏した、「まさに内外の間刑衙門に、律條を比附して問擬したすべての囚人に對して、必ずや比附による擬罪が適切であるかを詳細に審査し、その手續きを経てはじめて奏請して處分を實行することを許すべきである」という一節は、調べましたところ前に引用したような律條がありますので、いづれも實際に行われているといえます。ただ、頒降せられた條例には限りがあり、人の犯すところは一樣ではありません。まことに各該の問刑衙門^{それぞれ}において、あるいは事情に對する斟酌が妥当でないため、指示に従って實行しても充分に行き届かない場合があるのではないかと恐れております。

さらに内外の間刑衙門に高らかに宣言し通知して、今後すべての囚

犯を問罪し、擬罪に當つて律に正條がなく、他の律を引いて比附した者は、必ずや犯情と罪科を充分に斟酌して明白にしたのち、相應の律條を用い、比附による擬罪が妥當であれば、はじめて奏請して事件を落著することを許すべきであります。初審を擔當した官吏が自己の見解に固執し、私情にとらわれて人を陥れるようなことがあれば、事が發覺し次第、故失をもつて罪すべきではないでしょうか。

つまり、刑部尚書の董方としては、まず高銓の上奏内容はすでに『大明律』の斷罪引律令條と仁宗・憲宗の敕諭によつて、現行されているとしたうえで、問刑の際に比附の斟酌具合が一樣ではないことを問題視する。そこで、内外のあらゆる問刑衙門に通知徹底して、比附に對するチェックの際によくよく明白であることを確認する必要と、もし原問の官吏が私見に固執して人を陥れるようなことが發覺した場合には「故失」をもつて罪すべきことを申し述べて結んでいるのである。

なお、ここで開陳されている董方の議論は、當時すでに多くの官僚の間で共有されていた認識を踏まえたものである。張楷『律條疏議』は、明代中期に登場した『大明律』注釋書のうち、最も廣く流布し、影響力を持った書物であるが、その卷之一・名例律・斷罪無正條の「謹詳律意」で始まる解説部分には、

謹しんで律意を詳らかにするに、法律は盡くる有るも、罪犯は窮まり無し。若し比附せずして而して行はんとすれば、制に在りては瑣屑と爲し難し。之を比して而して當ならしめ、之を附して而して同じくし、其の加減の宜しきを定めて、所管の處を具申し、定議奏聞して、下に示して發落せしむ。斯く之を用ゐるを爲さば、當なり。若し或いは自ら比附に依るも、施行せんことを請はず、出入有る者は、則ち故出入を以つて刑を科す。出入無き者も、亦た應奏不奏に依りて罪を論じ、其の擅なるを責むるなり。⁹⁸

とあり、これを董方の議論、すなわち「但頒降條例有限、事發以故失罪」までの箇所と合わせ讀めば、董方が張楷の議論を基礎としつつ、太祖から歴代の明朝皇帝へと受け繼がれてきた律例制定の意圖を明らかにした上で、内外の問刑衙門において統一的な法の運用に基づく適切な裁判が行われていない實情を踏まえ、これを改めるべく、今一度『大明律』に定められた比附の原則に立ち返ることを主張していることが分かる。

『事類纂』所收の條例はここまでで切れているため、これに對し憲宗がどのような批評をくだしたのかは不明であるが、條例として『事類纂』に収録されているということは、裁可されて通行していたことは確實であろう。

おわりに

開國から一〇〇年あまりを経過した明朝治下の中國では、それなりに安定した統治が實現され、社會・經濟が本格的に發展し始めることとなったが、それに伴い、そこで發生する刑事案件も、これまでになく複雑・多様化していった。そのため、かかる事態に對應すべく、明代中期の現實に適合した新たな法典の整備が要請され、それと同時に、従来以上に詳細な法解釋の必要性も生じていくこととなったのである。

その具體的な狀況については、前稿および前半の譯註稿(上)補訂にて採り上げた上奏文の内容に見ることができる。すなわち、絶えず蓄積され續ける數多くの條例を全て總合した上で、それらを逐一検討し、その中から「律意」、すなわち律文を制定した本來の意圖にかなったもののみを精選して、依據すべき法典を編纂すべきことが、強く主張されるに至ったのである。

そして後半の譯註②の検討を通じて、この上奏がなされた當時、複數

の『大明律』の注釋書が通行しており、それらの内容が、比附をめぐる議論の中に様々な形で取り込まれている様子を見ることができた。「比」・「附」および「以」・「准」の字義解釋を行った高銓や、比附の運用をめぐる具體的な提言を行った董方は、いずれも單なる意味内容の確認作業のみに止まらず、注釋書の記述を踏まえた上で、比附をいかなる原則に立ってどのように理解すべきか、という、より本質的なところにまで踏み込んだ議論を展開していたのである。これもやはり、明代後期以降に律學が高度に發展していくにあたって、重要な契機となる出来事であつたと言えよう。^⑧

注

- ① なお、中研院本『條例全文』三種と天一閣本との關係については、別稿の準備がある。
- ② 黃彰健「明代律例彙編序」(『明代律例匯編』上、中央研究院歷史語言研究所專刊七十五、一九七九年、所收)、および張伯元「『條例全文』殘卷考略」(楊一凡(主編)『中國法制史考證』甲編・第六卷・歷代法制考・明代法制考、中國社會科學出版社、二〇〇三年、所收)は、その代表的なものである。
- ③ 憲宗の即位詔については、前稿九十一・九十二頁の註④を参照。
- ④ 『明孝宗實錄』卷六十五・弘治五年七月壬午(十四日)條
刑部尚書彭韶等、以鴻臚寺少卿李鏊請刪定『問刑條例』、議曰、「刑書所載有限、天下之情無窮。故有情輕罪重、亦有情重罪輕、往往取自上裁、斟酌損益、著爲事例。蓋此例行於在京法司者多、而行於在外者少、故在外問刑多至輕重失宜。宜選屬官、彙萃前後奏准事例、分類編集、會官裁定成編、通行內外、與大明律兼用、庶事例有定、情罪無遺」。從之。
- ⑤ 唐鳳儀(一四七二—一五三九)は、字は應韶、號は六亭、湖廣寶慶府邵陽の人。正徳三(一五〇八)年の進士で、『明世宗實錄』所收の記事によれば、嘉靖七(一五二八)年から同九(一五三〇)年まで四川巡撫に着任。主な傳記史料は『湖廣通志』卷五〇・鄉賢志・寶慶府所收の傳など。
- ⑥ 『明世宗實錄』卷一〇八・嘉靖八年十二月丁丑(十五日)條
四川巡撫都御史唐鳳儀言、「臣往年、曾將法司相傳輯錄『條例全文』、謄一部、計六十四卷、始天順八年、乞弘治七年、所載皆列聖因時沿革之政令也。今重修『會典』、請得增入」。詔送史館採擇。
- ⑦ 王旒(一四八二—一五四〇)は、字は成玉、別號は悔齋、山東濟南府濟陽の人で、嘉靖二(一五二三)年の進士。李開先撰の墓誌銘は、その最も詳細な傳記史料である。
- ⑧ 李開先『李中麓閒居集』文之七・墓誌「中順大夫彰德府知府王公合葬墓志銘」
乃取『比部招議』・『條例全文』及『王端毅駁稿』三書、時時抱而讀之。
- ⑨ 陳璋(一四七〇—一五四二)は、字は宗獻、號は省齋、樂清の人。弘治十八(一五〇五)年の進士で、官は刑部主事に至る。主な傳記史料は『國朝獻徵錄』卷四六・刑部三・侍郎一所收の雷禮「刑部侍郎陳璋傳」など。
- ⑩ 王恕(一四一六—一五〇八)は、字は宗貫、號は介庵・石渠、陝西西安府三原の人。正統十三(一四四八)年の進士。主な傳記史料は『明史』卷一八二・列傳七十に所收の傳など。
- ⑪ 『王端毅駁稿』なる書物は現存しない。この書名は、あるいは王槩『王恭毅公駁稿』の誤記である可能性もある。『王恭毅公駁稿』については、陳宇赫『明代大理寺研究』(中華書局、二〇一三年)第四章第三節「『駁稿』研究」および附錄二「王恭毅公駁稿」を参照。また、大理寺における駁回については、後掲註⑨を参照。
- ⑫ 晁琛(?—一五六〇)は、字は石君、號は春陵・鏡湖、開州の人。嘉靖二十(一五五四)年の進士。主な傳記史料は『四庫總目』史部卷八七・史部四十三・目錄類存目・寶文堂分類書目の提要など。
- ⑬ このアーカイブおよび東京大學總合圖書館所藏明鈔本『皇明條法事類纂』については、小島浩之「皇明條法事類纂」電子化劄記——文獻學・資料學とデジタルアーカイブのはざま(『漢字文獻情報處理研究會編』漢字文獻情報處理研究(二八)、二〇一八年)が詳細かつ多角的な説明と考察されているため、併せて参照されることをおすすめする。
- ⑭ 董方(一四一六—一四八三)、字は仲矩(中矩とも)、順天府灤縣の人。

正統十(一四四五)年の進士(第三甲第六十九名)、家世については『正徳十年進士登科録』(『天一閣藏明代科舉錄選刊・登科録』所收)に

董方。貫順天府通州灤縣。民籍。縣學生。治書經。字中矩。行一。三十八年八月初七日生。

曾祖、友才。祖、興。父、政。母張氏。

具慶下。弟直。娶張氏。

順天府鄉試第五十五名。會試第九十六名。

とみえる。登第のち、大理寺左寺副→左寺正→右寺丞→左寺丞→右少卿を経て、刑部の左右侍郎、都察院右都御史と法司の官職を歴任、成化十(一四七四)年十二月に刑部尚書となり、十三(一四七七)年七月に致仕。十九(一四八三)年三月に卒し、太子少保を贈られる。諡は襄敏。傳記史料としては、周洪謨「刑部尚書董公墓誌銘」(『國朝獻徵録』卷四四・刑部一所収)、劉珣「董公神道碑」(『皇明名臣墓銘』良集所収)などのほか、『明憲宗實録』卷三三八・成化十九年三月辛亥條に

致仕刑部尚書董方卒。方、字中矩、順天府灤縣人。正統乙丑進士、授大理寺副、歷陞卿、轉刑部左侍郎。大同缺巡撫官、朝廷以大同重鎮、特陞方右都御史往巡撫之。召入爲刑部尚書、自陳致仕、至是卒。賜葬祭如例。方、久任刑官、明習律令、能記累朝條例。堂審時、屬官口誦獄辭、一過卽能了其顛末、立爲剖瘦、人服其才。但頗任恩怨、或傷于刻急、於仕進好爲結納、操履亦不甚檢飭、卒以楊暉事被謗去官。子寧亦舉進士、今爲知州。

と評される。

⑮ 爲「事」文書の冒頭において、その文書のタイトルを示すカギ括弧のよくな役割の書式。「〜せんが事の爲にす」と訓むが、特別の意味があるわけでは無い。

⑯ 計開：下文文において添付した内容を列記する時に用いられる書式。註⑮に詳述するが、この「計開」以下の部分は大理寺右評事高銓の上奏内容である。これについては、『明憲宗實録』卷一五一・成化十二年三月癸亥(二十日)條によれば、「優致仕」、「申比附」、「廣收贖」という三事について上奏したことが見える。董方の題奏ではこのうち「申比附」の部分のみを摘出して引用しているため、冒頭に「計開」が附いている。

⑰ 申比附：後文の内容から、申は「明白にする」という意味で、この解釋・用法は『後漢書』鄧騭傳に「罪無申證」とあり、章懷太子注に「申、明白也」とあるのによる。すなわち「比附を明白にする」という意味になる。いわゆる「斷罪無正條」に關しては、唐律以來規定が見られ、『大明律』においても名例律に、

凡律令該載不盡事理、若斷罪而無正條者、引律比附。應加應減、定擬罪名、轉達刑部、議定奏聞。若輒斷決、致罪有出入者、以故失論。

との明條があり、前代との大きな違いは比附が認められていることである。この「比附」の由来や沿革については中田薫「律令法系の發達について 補考」(『法制史研究』三)、仁井田陞「唐律における通則的規定とその來源」(『宋代以後における刑法上の基本問題』(『中國法制史研究』東京大學出版會、一九五九年、所收)、滋賀秀三「清朝時代の刑事裁判」(『法制史學會編』刑罰と國家權力)創文社、一九六〇年、所收)などがある。また、清代における比附については中村茂夫「比附の機能」(『清代刑法研究』東京大學出版會、一九七三年、第二章所收)に詳しい。

⑱ 節該：皇帝から發せられた諭旨の一部を節略して引用する場合に使用する書式。元代から用例が見られ、明代に多く見られる。

⑲ 觀望逢迎：「觀望」は、様子を見る・模様眺めをする、の意。「逢迎」は、迎合する・へつらいおもねる、の意。

⑳ これは、『皇明詔令』卷一六・「論三法司勅(成化九年九月十七日)」の節略した引用である。『皇明詔令』の原文は以下の通り。

皇帝勅諭刑部・都察院・大理寺。朕惟、古者、刑以弼教罰、以止罰非欲設此。以戕人之生。我朝斟酌古今製爲刑律至精至密。永爲令典。近者法司多不遵守聽訟之際鹵莽滅裂、推鞠不明。或擬罪之間、觀望逢迎、比附不當。或因賄賂而妄行出入。或因喜怒而恣爲重輕、或羅織以陷人於冤。或鍛鍊以置人於死。視法度爲等閑以人命爲草芥致使人心嗟怨陰陽愆和。自今法司大小官員各宜痛加警修、遵舜典欽恤之言、體周書敬慎之意、於情之可矜可疑者、各與辨析。於人之有冤有抑者、必與申理務使處斷得中、人心允愜。庶副朕附託之重、不然以深刻爲功、以苛暴爲能、刑罰枉濫無辜受害則國有法罪將焉道。爾等其戒之慎之故諭。

と見える。

- ⑲ 欽此：本來は皇帝からの上諭および硃批のあとに内閣において添書するもの。文書内に於いては、皇帝の諭旨を引用する際に、その末尾に引用終了を示すために附ける。
- ⑳ 欽遵：前掲註⑲に見える「欽此」の後にセットで見られることが多い。「欽此」以前で引用した諭旨をうけて、皇帝の意思に遵って處理・辦理することを意味し、この語に續いて諭旨を受けた状況を述べる文が示される。
- ㉑ 明慎用刑：刑罰を用いる際に、よく観察し、かつ慎重な態度をとること。『周易』旅に「象曰、山上有火、旅君子以明慎用刑、而不留獄」とある。
- ㉒ 招服：罪を認めて刑に服すること。あるいはその供述書を指す。「招伏」とも。
- ㉓ 情辭：供述内容。「情詞」とも。
- ㉔ 疑似：懷疑・疑惑の意。
- ㉕ 釋文謂：日附：この箇所に関連しては、後述の解説を参照。
- ㉖ 條「例」：「條」は明白な誤記であるため。「例」と改める。
- ㉗ 例文八字之義：『大明律』附圖に収録。洪武年間に制定され、裁判文書のなかで使用される「以・准・皆・各・其・及・即・若」の八字について、その厳密な定義を表に示したもの。そのルーツは隋唐に遡るとされ、宋の傅霖『刑統賦解』にも記される。黄彰健『明代律例彙編』巻首「例文八字之義」按文に
- 按、洪武十九年何廣著「律解辯疑」、其書未有此圖、僅有「例分八字西江月」。其詞云、以犯文足合死。准言例免難誅。皆無首從罪非殊。各有彼此同獄。其者變於先意。及爲連事後隨。卽如聽訟判真虛。若有餘情依律。「大明律直解」未附洪武二十八年金祇跋、其書有「例分八字之義」。明英宗時張楷「律條疏議」云、隋唐立八字之義。至傅霖「刑統賦」始著、有王元長卿、用太史公諸表式、爲唐律橫圖、乃有例分八字之目。我朝因之。是「例分八字之義」、系洪武朝明律刊本所固有。今存明律刊本作「例分八字之義」、惟應櫛「大明律釋義」作「例分八字之圖」。
- と沿革が示される。

- ⑳ 有所謂：以下に重要な部分があることを示す表現。
- ㉑ 『大明律』附圖・例分八字之義・以條
- 以者與真犯同。謂如監守貿易官物、無異真盜、故以枉法論、以盜論、並除名刺字、罪至斬絞、並全科。
- ㉒ 『大明律』附圖・例分八字之義・准條
- 准者與真犯有間矣。謂如准枉法准盜論、但准其罪、不在除名刺字之例。罪止杖一百、流三千里。
- ㉓ 奸「好」：文意に鑑みて、ここは明白に「好生」の誤記。
- ㉔ 重刑每於霜降之後尤命廷臣會審：霜降とは二十四節氣のひとつ。寒露と立冬の間で、陰曆の九月半ば過ぎ、グレゴリオ曆の十月二十三日前後。霜降後の會審とは「朝審」、すなわち毎年霜降の後、皇帝の命により、北京の承天門外において、三法司と在京の堂上官らが合同で重囚の審録を行う制度のことを指す。朝審は天順三（一四五九）年冬十月に開始されると、以後定例化し、續く清代にも引き繼がれた。野口鐵郎（編譯）『譯註明史刑法志』（風響社、二〇〇一年）一一五頁、『明憲宗實錄』卷二〇・天順八年冬一〇月甲申條ほかを参照。
- ㉕ なお「明史」・「會典」・「實錄」の諸書には英宗の聖旨が発令された日付は明記されず、『皇明詔令』にも掲載されていないが、『皇明條法事類纂』には朝審の實施を命ずる英宗の聖旨が引用され、天順二（一四五八）年九月二十五日に有司がこの命を受け、翌年からこれを實施したことが分かる。
- 『皇明條法事類纂』卷四七・刑部類・有司決囚等第・第八條「多官會審重囚例」
- 天順二年九月二十五日、奉英祖宗皇帝聖旨、「人命死（↓至）重、死者不可復生。自天順三年爲始、每霜降後、但有該決重囚、着三法司奏請會多官人每、從實審錄。庶不冤枉、永遠定例。」欽遵。
- ⑳ 詳審：詳細かつ慎重に審理すること。
- ㉑ 准依：準拠する。よりどころとすること。
- ㉒ 權衡：物事の基準となるもの。
- ㉓ 深文：深遠な文句。ここでは意圖的に晦澁かつ難解な文章を綴ること

持論をのべることを。また、法文を援用して厳しい判決をくだすこと。

『史記』汲黯傳

而黯常毀儒、面觸弘等徒懷詐飾智以阿人主取容、而刀筆吏專深文巧詆、陷人於罪、使不得反其眞、以勝爲功。

④0 有出入・出罪は罪を免れること、入罪は罪をあてること。『大明律』卷

二八・刑律・斷獄・官司出入人罪條を參照。

④1 『大明律』卷一・名例律・斷罪無正條

凡律令該載不盡事理、若斷罪而無正條者、引律比附。應加應減、定擬罪名、轉達刑部、議定奏聞。若輒斷決、致罪有出入者、以故失論。

④2 善善長惡惡短：これは『公羊傳』昭公二十年の「君子之善善也長、惡惡也短、惡惡止其身、善善及子孫」にもとづく。

④3 實「飾」：『明實錄』『皇明詔令』では「飾」に作り、これに據る。註④4參照。

④4 『明仁宗實錄』卷八下・洪熙元年三月己丑條

己丑、詔天下曰、「朕恭承大統、爲天下生民之主。惟我皇祖皇考受民之仁、祇率不怠、旦夕思念、人命甚重、哀矜庶獄、惓惓在懷。夫刑以禁暴止邪道民於善、豈專務誅殺哉。故律令之制、善善長而惡惡短、罰之輕重、咸適厥中。顧執法之吏不能皆平、有虛飾其情、傳致死罪、而比附謬妄、尤甚枉人。朕深憫之。夫五刑之條、莫甚大辟、大辟之施、身首異處、斯已極矣。自今有犯死罪、律該凌遲者、依律科決。其餘死罪、止於斬絞。法司並勿傳會昧情失實、以致冤濫。若朕一時過於嫉惡、律外用藉沒及凌遲之刑者、法司再三執奏、三奏不允、至於五奏、五奏不允、同三公及大臣執奏、必允、乃已永爲定制。文武諸司、自今亦不縱肆暴酷、於法外用鞭背等刑、以傷人命、尤不許加人宮刑、絕人嗣續、有自宮者、以不孝論。人之爲非固有父子不相爲謀者肆、虞舜爲君、罰弗及嗣、文王之世、罪人不孥。自今惟犯謀反大逆者、依律連坐、其餘有犯、止坐本身、毋一槩處以連坐之法。古之盛時、恒採民言用資戒警、今凶險之徒、往往摭拾誣爲誹謗、法吏深刻鍛煉成獄、刑之失中、民則無措。今後但有告誹謗者、切勿治。爾中外文武羣臣、宜端乃志、悉乃心、畏天愛人、務從寬恕、庶有以佐朕父母斯民之治。有或違者、必罰不貸、布告天下、咸使聞知。

『皇明詔令』卷七・仁宗・恤刑詔（洪熙元年三月十五日）

朕恭承大統、爲天下生民之主。惟我皇祖皇考受民之仁、祇率不怠、旦夕思念、人命甚重、哀矜庶獄、惓惓在懷。夫刑以禁暴止邪道民於善、豈專務誅殺哉。故律令之制、善善長而惡惡短、罰之輕重、咸適厥中。顧執法之吏不能皆平、有虛飾其情、傳致死罪、而比附謬妄、尤甚枉人。朕深憫之。夫五刑之條、莫甚大辟、大辟之施、身首異處、斯已極矣。自今有犯死罪、律該凌遲者、依律科決。其餘死罪、止於斬・絞、法司並勿傳會昧情失實、以致冤濫。若朕一時過於嫉惡、律外用藉沒及凌遲之刑者、法司再三執奏、三奏不允、至於五奏、五奏不允、同三公及大臣執奏、必允、乃已永爲定制。文武諸司、自今亦不縱肆暴酷、於法外用鞭背等刑、以傷人命、尤不許加人宮刑、絕人嗣續、有自宮者以不孝論。人之爲非固有父子不相爲謀者肆、虞舜爲君、罰弗及嗣、文王之世、罪人不孥。自今惟犯謀反大逆者、依律連坐、其餘有犯、止坐本身、毋一槩處以連坐之法。古之盛時、恒採民言用資戒警、今凶險之徒、往往摭拾誣爲誹謗、法吏深刻鍛煉成獄、刑之失中、民則無措。今後但有告誹謗者、切勿治。爾中外文武羣臣、宜端乃志、悉乃心、畏天愛人、務從寬恕、庶有以佐朕父母斯民之治。有或違者必罰不貸、布告天下、咸使聞知。

また『明仁宗實錄』卷二・卹刑にも見える。

④5 期「觀」：『皇明詔令』では「觀」に作り、これに據る。原文は前掲註②0參照。

④6 『皇明詔令』卷一六・論三法司敕（成化九年九月十七日）。前掲註②0に原文あり。

④7 一向…もともと、本来、これまで、の意。

④8 轉發…他の衙門に文書を移送すること。

④9 駁回…判決原案を否認して差し戻し、再審理させること。「准理」の對義語。明代における大理寺の主要な責務は、刑部・都察院から送られた判決原案の「復核」すなわち再審理にある。弘治年間以降は書類審査が主流となり、供述内容と犯行状況との不一致（招不協情）や、犯行内容と適用すべき法律との不適合（情不合法）などの矛盾點を中心に集中的に審議し、不當判決と判断した場合には、原審に「駁回」する。同一の案件につ

いて「駁回」が三回に及んでも、なお判決が妥當でない場合、原問の官吏を糾弾する。詳しくは『明史』卷七三・職官志二・大理寺條、萬曆「重修大明會典」卷二四・大理寺條、および吳艷紅・姜永琳『明朝法律』（南京出版社、二〇一六年）第三章第二節「三・大理寺」を参照。

⑤0 上裁…皇帝による決裁。

⑤1 左評事馬銓…左評事は大理寺の官屬。正七品。四員。『明史』卷七三・職官志二・大理寺條參照。

成化十一年の進士で同名の人物が實在するが、この馬銓が大理寺左評事であった事實は史料から見いだせない。成化十一年の登科から成化十四年に戸科給事中となるまでの経歴は不明である。

『成化十一年進士登科錄』（『天一閣藏明代科舉錄選刊』）

貫直隸順德府南和縣軍籍。國子生。治書經。字秉衡。行二。年二十九。

正月初四日生。

曾祖父。祖驥（府經歷）。父震。母賈氏。繼母祝氏。

重慶下。兄鏞、弟鉞、鉞。娶刁氏。

順天府鄉試第一百二十四名。會試第一百三十四名。

『掖垣人鑑』卷十

馬銓。字秉衡。號。直隸南和縣人。成化十一年進士。十四年七月

除戸科給事中。二十三年陞湖廣右參政。

『南和縣志』卷九・人物

馬銓。字秉衡。少穎悟。登制科、任戸部給事中。久居近侍、練達大體、累官湖廣兩司、有政聲、中貴州布政使。

一方、成化十二年段階の大理寺右評事に高銓という人物がおり、本件と関連する紀事が見える（後掲註⑤②參照）。この實録の紀事と、この題奏の内容から考えて、左評事馬銓は右評事高銓の誤寫である可能性が高い。

⑤2 右評事高銓（一四四三—一五一一）…字は宗選。揚州江都の人。成化五年の進士（第三甲第七十二名）南京大理寺右評事に初任してより署南京大理寺寺副、大理寺左寺副などを經て、山東・浙江・河南の按察司僉事をめぐる。弘治元（一四八八）年には河南按察司副使、ついで按察司となる。弘治八（一四九五）年には河南布政使となる。翌年には都察院右副都御史、弘治十三（一五〇〇）年からは南京工部右侍郎を拜し、正徳元

（二五〇六）年には南京戸部尚書、南京都察院右都御史となり、正徳二（二五〇七）年に致仕、五年に卒している。

『成化五年進士登科錄』（『天一閣藏明代科舉錄選刊』）

貫直隸揚州府江都縣軍籍。國子生。治書經。字宗選。行五。年二十七。八月十二日生。

曾祖永仁。祖父直。父文通。母季氏。

具慶下。兄鑑、欽、鍾。弟宗泰、鏞、鉞。娶許氏。

應天府鄉試第二十二名。會試第九十七名。

『明武宗實録』卷六九・正徳五年十一月辛卯條

致仕南京戸部尚書高銓卒。銓字宗選、直隸江都縣人。成化己丑進士、授大理寺右評事。上言時政六事、行之。會勘建寧衛指揮楊曄獄、有以受賂敗者、銓獨無累。擢山東按察司僉事、丁憂。服闋除河南、歸徳有黃河退灘地千餘頃、爲親藩所據、知州畢用、亦以負租被訟于朝、命中官難之、執不變、遷浙江副使。壬子、擢河南按察使。乙卯、遷左布政使。丙辰、擢都察院右副都御史、巡撫保定諸府。有妄指民田獻爲皇莊者、命侍郎會勘、民冤聲撼野至殿、州縣吏不得行、衆欲藉以塞命。銓曰、若是則民重得罪、宜勘實以聞。主上仁明、當不忍奪民利、以徇左右、已而果然。庚申、陞南京工部右侍郎、進南京都察院右都御史。丙寅、擢南京戸部尚書。劉瑾專政、傳旨致仕、已而逮就詔獄、其家爲行賂得釋、尋罰米五百石、奪其官。庚午、以本官致仕。比卒、賜葬祭、贈太子少保。銓性質恭慎、慮事周悉、雖久處仕途、物議不及。惟任巡撫時、同中官李廣督造興濟祠、畿輔人居言路者劾銓、悉民力以奉勢家、而論者猶謂是非有在云。

このほか、傳記史料として『國朝獻徵録』卷三一・李東陽「資善大夫南京戸部尚書致仕贈太子少保高公銓墓表」などがある。

⑤3 この「要將内外問刑衙門、凡問比附律條罪囚、務在詳審比擬適中、方許奏請定奪」という一節が、上文に引用された「申比附」にもあることから、「申比附」は右評事高銓（『事類纂』では左評事馬銓）による上奏内容であることがわかる。

⑤4 合「無」…この「無」は鈔本にはない。ただ、同時期の題本の形式や、

「合」につづく文の内容から、自身の意見をはかる「合無」ではないかと推察される。そのため、本稿ではここを「合無」として読む。「合無」は本来「合にすべきや無や」と訓むべきであるが、「合無」として提案している内容の中に「可」や「當」「要」などが含まれる場合、その係りが複雑になる嫌いがある。そのため本會は、少々イレギュラーではあるが「合にすべきや無やくせんことを」と先に訓む方法を採用した。

⑤⑤ 『明憲宗實錄』卷一五一・成化十二年三月癸亥條

南京大理寺右評事高銓奏、優致仕、申比附、廣收贖三事。謂、老疾致仕官、支過俸糧、舊例俱免還官、今則擬常人盜倉糧罪、仍行追還。其情可矜及推問罪囚有律無明條、援引比附、多偏執己見、以出入人罪、宜詳審情犯、務使適中。又老幼癡疾之人、雜犯死罪、俱宜依徒杖罪、收贖爲便法司會議、以前二事、皆可行其不可行者、廣收贖一事、蓋律初無真犯雜犯之分于例俱應處決後姑令雜犯者以工役運納贖罪此實從輕處治之典、若復依徒杖例、則法令愈輕人將易犯矣。議、上從之。

⑤⑥ 『明史』卷七三・職官志・大理寺條

⑤⑦ 『律學解頤』の引用に關しては、張偉仁（主編）『中國法制史書目』（臺灣中央研究院歷史語言研究所專刊六十七、一九七六年）の『大明律講解』解題において、中央研究院にこの増補本の縮印本が所蔵されており、その内容は「律文後附有「解頤」「辯疑」「律條疏義」「講」「解」等項、對律文詮釋頗詳。」と指摘されており（二十五頁）、黃彰健「明代律例彙編」序および「比附律條考」に引用・参照されている『大明律講解』および『解頤』の内容も、やはりこの増補本の縮印本に據っている（十九頁および一〇二七〜一〇三二頁）。しかしながら、彼らはいずれも、原刊本と増補本の兩系統のテキストの存在に注意を拂っていないのであったのである。

⑤⑧ この記述は、『朝鮮世宗實錄』卷九九・成宗九年十二月十一日條の記事に見える、經筵後に成宗と安璿とが交わした「璿曰、「解頤」「辯疑」之書、添入『大明律』刊行、則用律之時、便於考閱、庶無誤矣」。上曰「可」。というやりとりに基づく。

⑤⑨ 以上については、鄭肯植「朝鮮本『律學解頤』について」四十八・四十九頁の本文ならびに四十八頁の註三および註五を参照。

⑥⑩ 『律學解頤』からの引用を示す、より明確な事例として、次の一文を参照されたい。

『大明律講解』卷二・吏律・文官不許封公侯

解頤曰、以勞定之國曰功。輔成王業曰君。律云、其生前出將入相。解曰、生前者、在世之日也。出將者、奉命率兵征討也。入相者、復命共論治道也。律云、一體封侯諡公者。解曰、生而受爵祿曰封。死而賜褒贈曰諡。比生時所封加一等是也。

つまり、『解頤』を引用する際には、解説する律文を「律云」として引いたあとに「解曰」で解説をする、という形式を取っているのである。よって「解頤」の後に続く「解曰」以降の内容は、『律學解頤』の内容とみて問題ない、ということとなる。

⑥⑪ ここに引用した『律解辯疑』のテキストは、『中國珍稀法律典籍續編』第四冊・明代法律文獻（下）（黑龍江人民出版社、二〇〇二年）の六十頁および註十四による。『律學解頤』卷一・名例律・斷罪無正條に原載の注釋については、鄭肯植「朝鮮本『律學解頤』について」六十九頁の註六十七を参照。なお、『律學解頤』の注釋の書式は、『大明律講解』と同じく「講曰」「解曰」の二文字を枠線で囲み陰刻している（註文は單行）。鄭肯植「朝鮮本『律學解頤』について」五十一・五十二頁および末尾の書影などを参照。

⑥⑫ 王明德『讀律佩觿』卷之一・八字廣義

律有以・准・皆・其・各・及・即、若八字、各分爲註、冠於律首、標曰八字之義、相傳謂之律母。：（中略）：若先賢指示讀律之法、又云必於八字之義、先爲會通融貫、而後可與言讀法。：（中略）：竊議、八字者、五刑之權衡、非五刑之正律也。五刑各有正目、而五刑所屬殆逾三千。中古已然、況末季乎。漢唐而下、世風日薄、人情變態、一如其面。若爲上下比罪、條析分隸、雖汗牛充棟、亦不足契輿情之幻變。故於正律之外、復立八字、收屬而連貫之、要皆於本條中、合上下比其罪、庶不致僭亂差忒惑於師聽矣、此前賢制律明義之大旨也。

⑥⑬ 陸深（一四七七—一五四四）、字は子淵、號は儼山、上海の人。弘治十八（一五〇五）年の進士で、嘉靖年間に太常卿兼侍讀から詹事府詹事に至る。諡は文裕。文章と書道に優れるも、人となりは倨傲、『儼山集』一〇〇巻・

『續集』十卷・『外集』四十卷をはじめ著書多數。主な傳記史料は『明史』卷二八六ほか。

⑥4 沈恩（一四七二—一五三三）、字は仁甫、號は西津、上海の人、弘治九（一四九六）年の進士。

⑥5 陸深『儼山集』卷九二・書・與沈西津方伯三首

來諭所引律文、多未合何也。准者、但准其罪、不在除名之例。此是「例分八字之義」、元不屬名例律內。名例律自有「稱與同罪」一條、是蓋據成案。以再解以・准之義、稱如呈稱・供稱之類。若稱「准盜」則免刺、若稱「以盜」與真犯用、此爲合律。若稱准而刺字、稱以而免刺者、合坐「官司出入人罪」。依律議擬、似難便科律令重刑。

⑥6 『大明律』卷一・名例律・稱與同罪

凡稱與同罪者、止坐其罪。至死者、減一等、罪止杖一百、流三千里。不在刺字・絞・斬之律。若受財故縱與同罪者、全科。其故縱謀反、逆叛者、皆依本律。稱「准枉法論」・「准盜論」之類、但准其罪、亦罪止杖一百、流三千里、並免刺字。稱「以枉法論」及「以盜論」之類、皆與直犯同、刺字・絞・斬、皆依本律科斷。

⑥7 これは、『尚書』呂刑の以下の部分に基づく。

上下比罪、無僭亂辭、勿用不行。惟察惟法、其審克之。上刑適輕下服、下刑適重上服、輕重諸罰有權。刑罰世輕世重、惟齊非齊、有倫有要。

⑥8 張楷『律條疏議』卷之一・名例律・斷罪無正條

謹詳律意、法律有盡、罪犯無窮。若不比附而行、在制難爲瑣屑。比之而當、附之而同、定其加減之宜、具申所管之處、定議奏聞、示下發落。斯爲用之、當也。若或自依比附、不請施行、有出入者、則以故出入科刑。無出入者、亦依應奏不奏論罪、責其擅也。

なお、「應奏不奏」とは、『大明律』卷三・吏律・公式・事應奏不奏の條を指す。

⑥9 明代中期における律學の發展については、谷井俊仁・谷井陽子譯解『大清律刑律Ⅰ—傳統中國の法的思考』（平凡社東洋文庫八九三、二〇一九年）の「解説」・三・（二）明代中期以降の律學の興隆（二八—三四頁）を参照されたい。

附記

本研究會は、立命館大學大學院研究會活動支援制度の助成を受けたものです。二〇一八年度の研究會參加者は、池田修太郎・猪俣貴幸・片保涼介・祁蘇曼・田中京・堤美咲・豐嶋順揮（敬稱略・五十音順）です。

譯註②部分は、二〇一七年度に井上充幸（本學文學部教授）・猪俣貴幸（本學博士後期課程）・王子嘯・川口長・祁蘇曼・喜文字大雅・黃錚・鈴木貴典・豐嶋順揮・陸俊鉞（以上、本學博士前期課程・所屬は二〇一七年當時のもの。敬稱略。）で會讀したものを、井上・猪俣が當時の議論とその後の調査に基づいて譯註稿にまとめたものであります。講讀に参加した上記各位と、本會代表の豐嶋順揮氏に謝意を表します。

また、筆者は臺灣教育部華語文獎學金によって國立臺灣大學への留學が叶い、臺灣大學・中央研究院等で本稿に關わる貴重な史料を閲覧する機会を得ました。臺灣政府に深く感謝いたします（猪俣）

井上 充幸（本學文學部教授）

猪俣 貴幸（本學大學院博士後期課程）